

(案)

**小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議  
意見のとりまとめ**

令和 5 年 月 日

小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議

## 目次

はじめに .....	1
1 小中学校における教育環境整備の現状と課題	
(1) 学校施設及び設備の整備 .....	2
(2) ICT 学習環境の整備 .....	4
(3) 小規模校対策 .....	5
(4) 大規模校・過密化対策 .....	7
2 今後の取り組みに関する意見	
(1) 学校施設、設備及び ICT 学習環境の整備 .....	10
(2) 小規模校対策 .....	11
(3) 大規模校・過密化対策 .....	12
(4) 取り組みを進めるにあたって .....	12
参考：小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議	
(1) 開催要綱 .....	13
(2) 委員名簿 .....	14
(3) 開催実績 .....	15

はじめに

令和5年 月

小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議  
委員長 尾崎 公子

## 1 小中学校における教育環境整備の現状と課題

### (1) 学校施設及び設備の整備

- 老朽化した学校施設の耐久性を高め、建て替えることなく長期間利用できるようにするため、令和元年度より外壁改修、屋上防水改修、床等の内装改修、電気・機械設備改修などの大規模改修を計画的に実施している。
- 大規模改修の実施にあわせて、施設・設備の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるため、施設のバリアフリー化（段差解消スロープ、エレベーターの設置等）や洋式トイレ、ユニバーサルトイレ、空調設備の整備等を計画的に進めている。
- 大規模改修は学校活動への影響が大きいため、児童生徒が学校生活を送りながら校舎の全面的な改修を行うことは難しく、工事の実施内容や工期に制約が生じる。
- 現時点で築30年以上が経過している校舎が全体の約6割を占めており、今後も老朽化対策の対象となる校舎は増加していくことが見込まれる。
- トイレや空調設備等については、機能向上の観点から順次改修・整備を進めているが、実施対象校が多いことから、学校によって整備状況に差が生じている。

#### ➤ 長寿命化・大規模改修の実施状況

年度	R 1	R 2	R 3	R 4 (予定)	計
長寿命化・大規模改修 (対象：築25年以上)	11校	41校	17校	20校	89校

※ 今後、毎年度20校程度実施予定

➤ バリアフリー改修の実施状況

		神戸市 (R4.9)	《参考》 全国平均 (R4.9)
車いす使用者用トイレ	校舎	78.2%	70.4%
	屋内運動場	48.0%	41.9%
スロープ 等による 段差解消	門から建物 (外部)	校舎	91.9%
		屋内運動場	77.5%
	玄関から教室 (内部)	校舎	81.9%
		屋内運動場	73.0%
エレベーター	校舎	72.6%	29.0%
	屋内運動場	80.7%	70.5%

➤ トイレ改修の実施状況

年度	R 1	R 2	R 3	計	《参考》 全国平均 (R4.3)
全面改修 (床や配管等を含めて改修)	23校	22校	25校	70校	—
便器改修 (便器のみ取替)	29校	25校	3校	57校	—
洋式化完了校の割合	69.4%	88.6%	100.0%	—	
洋便器の割合	63.6%	74.7%	83.3%	—	60.5%

➤ 空調設備の設置状況

		神戸市 (R4.9)	《参考》全国平均 (R4.9)
普通教室		100.0%	95.7%
特別教室		81.4%	63.3%
体育館等	小学校	68.5%	80.0%
	中学校	95.1%	
			15.3%

## (2) ICT 学習環境の整備

- 1人1台パソコン端末の配備や無線 LAN・電子黒板・実物投影機の設置など、ICT 学習環境の整備を進めている。
- 児童生徒の情報活用能力や学力向上を図るため、ICT を効果的に活用した学校現場での授業例等を蓄積・共有化し、積極的に発信するほか、GIGA 支援員の学校への配置や保護者向けマニュアルの作成などのサポートを行っている。
- ICT を活用したオンラインによる学習支援は全小中学校で実施しているが、授業での効果的な活用においては、学校間や教員間で差が生じており、個別に学校を訪問して研修を行うなどの対応を継続して行っている。
- 他の学校等とのオンラインによる学習・交流活動など、ICT のより一層の活用が求められている。

### ➤ ICT 学習環境の整備状況

1人1台の児童生徒用 PC（タブレット端末）の配備	令和2年度完了
高速大容量通信ネットワークの整備	令和2年度完了
普通教室・特別教室に無線 LAN の設置	令和2年度完了
普通教室に電子黒板機能付プロジェクタ・実物投影機の設置	令和3年度完了
理科室に電子黒板機能付ディスプレイの設置	令和4～5年度予定
図書室に無線 LAN の設置	令和4～5年度予定

### (3) 小規模校対策

- 小規模校（11 学級以下の小学校・8 学級以下の中学校）の数は増加し続けており、令和 4 年度から 10 年度にかけても、小学校は 54 校から 71 校、中学校は 19 校から 26 校へとそれぞれ増え続けると予測され、その後も人口減少及び少子化の進行に伴ってますます増加すると見込まれる。
- 小規模校に対しては、クラス替えができず集団の中で学ぶ機会が少ないなどの課題に対応するために、学校統合や校区の調整などを実施している。
- 農村地域の小規模校では、児童生徒の教育環境を維持・改善するために、希望選択制等の校区の調整に加えて、新たな取り組みとして学園制加配事業の活用を進めている。
- 市街地やニュータウンでは、小規模校が複数存在している地域があり、小規模校の数は今後もさらに増えることが見込まれる。

#### ➤ 小規模校（小学校：11 学級以下／中学校：8 学級以下）の推移

		年度	S 56	H 4	H14	H24	R 4	R10 (推計)
小学校	小規模校数 (構成比)		17 校 (10.6%)	30 校 (17.3%)	45 校 (26.5%)	49 校 (29.5%)	54 校 (33.1%)	71 校 (43.6%)
	うち 6 学級以下		7 校 (4.3%)	21 校 (12.1%)	22 校 (12.9%)	22 校 (13.3%)	26 校 (16.0%)	28 校 (17.2%)
	学校数計		161 校	173 校	170 校	166 校	163 校	163 校
中学校	小規模校数 (構成比)		5 校 (6.6%)	4 校 (4.9%)	13 校 (15.7%)	14 校 (17.1%)	19 校 (23.2%)	26 校 (31.7%)
	うち 3 学級以下		2 校 (2.6%)	1 校 (1.2%)	2 校 (2.4%)	3 校 (3.7%)	5 校 (6.1%)	5 校 (6.1%)
	学校数計		76 校	81 校	83 校	82 校	82 校	82 校

※ 小学校児童数は昭和 56 年度、中学校生徒数は昭和 61 年度がピーク。  
学級数には、特別支援学級は含まない。

➤ 近年実施した学校統合の事例

実施年度	統合前			統合後		
	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数
H 28	丸山小	8	228	丸山ひばり小	12	354
	雲雀丘小	6	153			
H 31	有野台小	7	220	ありの台小	12	371
	有野東小	7	177			
R 3	多聞南小	7	187	多聞の丘小	12	346
	本多聞小	6	182			

※ 統合前の学級数及び児童数は、実施年度の前年度の数値。  
学級数には、特別支援学級は含まない。

➤ 近年実施した校区の調整の事例

実施年度	対象地区・対象校	内容
H 29	長尾小校区全域 (長尾小・北神戸中 →大沢小・大沢中)	大沢小・大沢中の小規模化緩和対策及び長尾小・北神戸中の過密化対策として希望選択制を導入
R 3	多聞南小校区の一部 (多聞南小→多聞東小)	多聞南小・本多聞小の統合にあわせて、多聞東小の小規模化緩和対策として校区変更を実施
R 3	谷上小・箕谷小校区全域 (谷上小・箕谷小 →山田小)	山田小の小規模化緩和対策として希望選択制を導入

➤ 農村地域の小規模校において実施している対策

対策	実施校（開始年度）	内容
小規模特認校	○六甲山小（H14～） ○藍那小（H24～）	校区を限定せず、市内のどの地域からでも就学可
希望選択制	○大沢小（H29～） ○山田小（R3～）	隣接する校区から希望により就学可
小中連携教育の推進	≪義務教育学校への移行≫ ○八多小・八多中 (R5～(予定))	小中9年間一貫の義務教育学校へ移行し、特色ある教育活動を実施
	≪学園制加配事業の活用≫ ○淡河小・好徳小・淡河中 (R2～) ○押部谷小・月が丘小・北山小・高和小・押部谷中 (R4～)	文部科学省の学園制加配事業を活用し、複数小学校と中学校との連携（合同授業・交流行事等）による義務教育9年間を通じた教育活動を推進

#### (4) 大規模校・過密化対策

- 大規模校（25 学級以上の小学校・19 学級以上の中学校）の数は、令和 4 年度から 10 年度にかけて、小学校が 18 校から 15 校、中学校が 6 校から 8 校になると予測されているが、長期的には人口減少及び少子化の進行に伴い減少していくものと見込まれる。
- 住宅開発等に伴う児童生徒数の増加に対して、必要な教室数の確保及び過密化解消のために、学校の分離新設や校区の調整、校舎の増築、暫定校舎の整備などを実施している。
- 少子化が進行している中、子供の数が増えている地域や大規模校が複数存在している地域もある。
- 学校の分離新設のためには十分な広さのまとまった敷地を必要とするが、市街地ではそうした土地を確保することが難しい。

##### ➤ 大規模校（小学校：25 学級以上／中学校：19 学級以上）の推移

	年度	S 56	H 4	H14	H24	R 4	R10 (推計)
	小学校	大規模校数 (構成比)	64 校 (39.8%)	29 校 (16.8%)	15 校 (8.8%)	24 校 (14.5%)	18 校 (11.0%)
うち 31 学級以上		34 校 (21.1%)	11 校 (6.4%)	4 校 (2.4%)	5 校 (3.0%)	7 校 (4.2%)	1 校 (0.6%)
学校数計		161 校	173 校	170 校	166 校	163 校	163 校
中学校	年度	S 61	H 4	H14	H24	R 4	R10 (推計)
	大規模校数 (構成比)	48 校 (63.2%)	40 校 (49.3%)	12 校 (14.5%)	11 校 (13.4%)	6 校 (7.3%)	8 校 (9.8%)
	うち 31 学級以上	11 校 (14.5%)	0 校 (0.0%)	0 校 (0.0%)	0 校 (0.0%)	1 校 (1.2%)	0 校 (0.0%)
	学校数計	76 校	81 校	83 校	82 校	82 校	82 校

※ 小学校児童数は昭和 56 年度、中学校生徒数は昭和 61 年度がピーク。  
学級数には、特別支援学級は含まない。

➤ 近年実施した学校の分離新設の事例

実施年度	分離新設前			分離新設後（ <u>下線</u> が新設校）		
	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数
H 26	井吹東小	44	1,600	井吹東小	23	818
				<u>井吹の丘小</u>	26	916
H 28	本多聞小	24	733	本多聞小	8	235
				<u>舞多聞小</u>	22	683
R 3	西灘小	17	569	西灘小	14	424
				<u>灘の浜小</u>	13	396
	なぎさ小	19	627	なぎさ小	13	374

※ 分離前の学級数及び児童数は、実施年度の前年度の数値。  
学級数には、特別支援学級は含まない。

➤ 近年実施した校区の調整の事例

実施年度	対象地区・対象校	内容
H 28	向洋小校区の一部 (向洋小→六甲アイランド小)	向洋小の過密化対策として校区変更を実施
H 29	長尾小校区全域 (長尾小・北神戸中→大沢小・大沢中)	長尾小・北神戸中の過密化対策及び大沢小・大沢中の小規模化緩和対策として希望選択制を導入
H 30	こうべ小校区・山の手小校区全域 (こうべ小・山の手小・神戸生田中 →和田岬小・浜山小・吉田中)	こうべ小・山の手小の過密化対策として希望選択制を導入
H 31	だいち小校区の一部 (だいち小・太田中→板宿小・飛松中)	だいち小の過密化対策として希望選択制を導入
R 2	だいち小校区の一部 (だいち小・太田中 →駒ヶ林小・駒ヶ林中)	だいち小の過密化対策として校区変更を実施
	宮本小校区・春日野小校区の一部 (宮本小・春日野小・筒井台中・葺合中 →なぎさ小・渚中)	灘の浜小の分離新設にあわせて、周辺校の過密化対策として校区変更を実施
R 3	西灘小校区・なぎさ小校区の一部 (西灘小・なぎさ小→灘の浜小)	
R 4	稗田小校区の一部 (稗田小→西灘小)	

➤ 近年実施した校舎の増築及び暫定校舎の整備

供用開始年度	学校名
H 28	西灘小 ・ 藤原台小
H 29	向洋小
H 30	小束山小 ・ 千鳥が丘小 ・ 井吹台中
R 1	成徳小 ・ 西郷小 ・ 北神戸中
R 2	御影北小 ・ 舞多聞小※1 ・ 本多聞中
R 3	山の手小 ・ 本山第一小 ・ 妙法寺小※1
R 4	高羽小※2

※1 舞多聞小学校及び妙法寺小学校では、暫定校舎の整備のほか、近隣の公園を運動場として利用。

※2 高羽小学校では、児童館移転後の跡地に校舎を増築し、近隣の公園を運動場として利用。

## 2 今後の取り組みに関する意見

### (1) 学校施設、設備及び ICT 学習環境の整備

- 学校施設については、児童生徒の学校生活における安全・安心を確保するために、現在実施している大規模改修を引き続き計画的に進めていく必要がある。
- 老朽化した学校施設の物理的な不具合を解消して耐久性を高めるだけでなく、教育環境の改善・向上という観点から、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるための改修・整備を進めていくことが重要である。
- 児童生徒が学校生活を送りながら校舎の改修を行う際には、可能な限り学校活動への支障がないように、工事の実施内容や工期を設定して進めていくことが必要である。
- トイレや空調設備等については、改修・整備後も常に、時代や社会の状況の変化に対応できているかという観点からその効果を検証し、必要に応じてさらなる機能向上に努めるべきである。
- ICT 学習環境については、授業の質の向上や学びの保障のために、これからもより一層 ICT が活用されるようにハード整備を進めていくとともに、授業での効果的な活用事例を蓄積・共有化するなど、学校現場での活用を支援することも必要である。

- 学校施設は、子供だけでなく保護者や地域の方も利用するということや、避難所として使用される場合があることなどから、地域の拠点という観点も踏まえた整備を行うことが重要である。
- 今後の学校施設及び設備の整備にあたっては、国が示す「新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性」を踏まえ、多様な学習を展開できる学習空間づくりに努めることが望まれる。

## (2) 小規模校対策

- 児童生徒数の推計に基づく将来見込みも踏まえ、全ての小規模校における教育環境の改善・向上を図るために、教育委員会が学校と連携して対策を積極的に進めていく必要がある。
- 従前から実施している学校統合及び校区変更や希望選択制、小規模特認校などの校区の調整のほか、学園制加配事業の活用及び義務教育学校や小中一貫型小・中学校への移行などについても進めていくことが重要である。
- ICT を活用した学校間での交流や合同学習の充実などにより、教育環境の改善・向上を図ることも必要である。
- 学校の小規模化が今後も進むと予測される市街地やニュータウンでは、全学年が単学級以下の学校や小規模校が複数存在している地域から優先的に対策を検討すべきである。
- 農村地域では、引き続き学校や地域の状況に応じた対策について検討し、充実に努めるべきである。

### (3) 大規模校・過密化対策

- 学校の分離新設は効果的な対策であるが、敷地の確保が難しいという課題があることから、校区変更のほか、希望選択制などの校区の柔軟な運用についても検討すべきである。
- 周辺校も含めた児童生徒数の状況等に応じて、校舎の増築や暫定校舎の整備、近隣にある公園等の公共施設の利活用などにより教育環境の改善・向上を図ることについても検討が必要である。

### (4) 取り組みを進めるにあたって

- 教育環境の改善・向上の取り組みは、多様な学びの保障や地域に開かれた学校という観点も踏まえたうえで、児童生徒にとってより良い学びの環境を整えることを目的として実施する必要がある。
- 小規模校対策や大規模校・過密化対策については、学校運営協議会を活用するなどして、学校、保護者及び地域との間で情報を共有し、理解を得ながら、丁寧に進めていくことが重要である。なお、対策を進めていくにあたっては、市長部局とも十分に連携を図る必要がある。
- 小中学校における教育環境の改善・向上のための取り組みを進めるにあたり、その指針となるべき神戸市教育委員会としての考え方を明確に示す必要がある。

## 小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議開催要綱

令和4年2月1日  
教育長決定

(趣旨)

第1条 今後、人口減少及び少子化が一層進展するものと予測されることなどから、子供の教育環境の改善・向上に向けた取り組みを進めていくにあたり、専門的な見地及び幅広く意見を求めることを目的として、小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者及び地域関係者
- (3) 小学校長代表及び中学校長代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、10名程度とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(委員長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を準用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## 小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属
学識経験者	尾崎 公子	兵庫県立大学環境人間学部教授
	高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授
	押田 貴久	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
	安藤 福光	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
保護者・地域関係者	熊谷 紀子	神戸市立小学校PTA連合会会長補佐
	富士 莊貴	神戸市立中学校PTA連合会幹事
	岡本 勝利	神戸市自治会連絡協議会会長
	井上 智津子	神戸市婦人団体協議会理事
学校	中井 伸夫	東町小学校校長
	佐々木 祐二	飛松中学校校長

(計11名)

## 小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議 開催実績

回	開催日	開催場所	検討事項等
第1回	令和4年 3月1日(火)	神戸市総合教育 センター 706 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催目的の確認</li> <li>・学校教育環境整備の現状</li> </ul>
第2回	5月31日(火)	神戸市総合教育 センター 706 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育環境整備の取り組みの課題</li> </ul>
第3回	8月29日(月)	神戸市産業振興 センター 802・803 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の規模に関する現状及び課題</li> </ul>
第4回	12月21日(水)	神戸市総合教育 センター 601 研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の取り組みに向けた論点整理</li> <li>・意見とりまとめに向けた検討</li> </ul>
第5回	令和5年 2月9日(木)	神戸市産業振興 センター 904・905 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討事項総括</li> <li>・意見とりまとめ案検討</li> </ul>